

一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年3月1日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 令和5年度納入告知書同封チラシ「協会けんぽ岡山」印刷等業務委託
- (2) 調達数量 合計473,000部(43,000部×11か月分)
(予定数量はあくまで予定であり、委託数量を確約したものではない)
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで(ただし、発送時期は仕様書に記載のとおり)
- (5) 納品場所 仕様書による

2. 入札方法

- (1) 入札金額は、委託作業に要する一切の諸経費を含めた総価とする。ただし、契約にあたり、成果物による単価契約となるのでそれぞれの単価内訳も記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。
また、単価内訳の金額に小数点第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。

3. 競争参加資格及び条件

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において、「物品の製造」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 緊急時に全国健康保険協会岡山支部の職員が早急に対応できるよう、岡山県内に委託業務の作業場所を有すること。なお、当職員が作業場所へ立ち入ることを可能とすること。
- (4) 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がないこと(健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について、国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

4. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ先
〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781 (担当:原田)
なお、希望者には、郵送等による配付も行うので申し出ること。
- (2) 入札、開札の日時及び場所
日時: 令和5年3月17日(金) 15時
場所: 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部会議室

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 入札保証金及び契約保証金 全額免除
- (3) 入札者に要求される事項

①この一般競争に参加を希望する者は、事前提出書類として、保険料納付確認（申請）書、全国健康保険協会の役職員であった者の再就職に関する調書、暴力団等排除の誓約書、その他競争参加資格に関する証明書等を令和5年3月15日（水）15時までに提出しなければならない。

※保険料納付確認（申請）書については、領収済通知書の写しでも可能とする。

②入札者は、提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

全国健康保険協会会計規程第32条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 本競争入札については、全国健康保険協会の令和5年度予算認可をもって業務委託が可能となることから、不認可の場合については業務委託ができない場合があることを了承の上、参加すること。

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
 3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。